平成２３年（フ）第１４９号
栃木県栃木市柳橋町２番19号　高岩アパート２Ｆ、従前の住所栃木県栃木市吹上町1404番地
債務者　吉羽八重子（旧姓荻原）
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月13日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第１３３４８号
東京都練馬区南田中４丁目７―７　ラフォーレ小見野Ⅲ203
債務者　吉川喜代子
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月12日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３３７７号
東京都足立区梅島２丁目21―７―405
債務者　郷家　由佳
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月12日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３５０９号
東京都世田谷区三宿１丁目20―１　プリンスコートⅡ102
債務者　西塚　　恵
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月12日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３６３５号
東京都品川区西五反田６丁目23―５　デュオ・クリエ西五反田―Ｂ603
債務者　阿部　実洋
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月12日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３６４２号
東京都世田谷区祖師谷３丁目１―18
債務者　高橋かおる
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月12日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３７０５号
東京都大田区仲六郷２丁目30―７―401
債務者　坂齊　　博
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月12日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３８０２号
東京都品川区旗の台６丁目23―12―302
債務者　小宮　友紀
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月12日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３８０９号
東京都葛飾区東立石１丁目13―７―302
債務者　白川　博之
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月12日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４５７５号
東京都板橋区仲町11―10
債務者　渡辺　博子
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月12日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１７７号
東京都福生市大字福生1075番地21ドエル・スペースⅠ205号室
債務者　増田　智行
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月13日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１３１１号
東京都八王子市川口町4006番地２銀の星203号
債務者　中野　武治
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月13日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１４９７７号
東京都墨田区本所４丁目10―１―201
債務者　瀬川　佳子
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５０８３号
東京都江戸川区東葛西６丁目17―14―304
債務者　鈴木　潤子（旧姓高成田）
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５０９９号
東京都江戸川区西一之江４丁目７―21
債務者　宇田川美香
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部